東かがわ市告示第 127 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第１項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第２項の規定に基づき道路の部分の供用開始及び供用廃止するので、同条第１項及び第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、東かがわ市事業部建設課において、告示の日から３週間一般の縦覧に供する。

令和８年９月 24 日

東かがわ市長　上村　一郎

１　道路の区域

整理番号	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員（m）	延長（m）
3222	雁田線	東かがわ市帰来 222-7 地先から 東かがわ市帰来 123-4 地先まで	前	5.0 ～ 8.8	33.1
			後	－	－

２　道路の区域

整理番号	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員（m）	延長（m）
3222	雁田線	東かがわ市帰来 123-4 地先から 東かがわ市帰来 123-4 地先まで	前	5.4 ～ 5.4	16.6
			後	5.4 ～ 7.8	

３　供用開始及び供用廃止の期日　　令和８年９月 24 日